

令和6年度第2回宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会議事録

令和6年10月8日(火)午前9時
仙台第4合同庁舎 2階共用会議室

出席者

公益代表

小幡委員、桑原委員

労働者代表

池田委員、大宮委員、澤口委員

使用者代表

半沢委員、廣瀬委員

開 会

補 佐

ただいまから、令和6年度第2回宮城地方最低賃金審議会宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の専門部会は公開となっております。また、部会長の判断により、途中、休会となる場合もありますので、御了承願います。

初めに、委員の方々の出席状況を報告いたします。

事前に高橋委員、板橋委員から欠席の旨、報告いただいております。

公益代表委員 2名

労働者代表委員 3名

使用者代表委員 2名

以上7名の方が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項により会議が成立していることを報告いたします。議事の進行につきましては、部会長にお願いいたします。

小幡部会長

それでは議事に入ります。
最初に、事務局から連絡事項ございますか。

賃金室長

特にございません。

小幡部会長

それでは改めまして議事に入ります。
前回、労働者側からは、宮城県鉄鋼業最低賃金については、地域別最低賃金を全国加重平均で1,500円とする目標、連合が公表した春闘の結果、鉄鋼業の優位性などを勘案し、時間額1,003円

から、110円引き上げるとの提示を頂きました。

また、使用者側からは、賃金改定状況調査結果の別表4①、②のBランクの鉄鋼業の賃金上昇率2.6%を勘案し、宮城県鉄鋼業最低賃金は、現行の時間額1,003円から、26円引き上げるとの提示を頂いたところでございます。

この点に関しまして、労働者側、使用者側から、補足があればお願いしたいと思いますが、まず労働者側のほうから補足などありますでしょうか。

池田委員 今のところはありません。

小幡部会長 よろしいでしょうか。
次に使用者側のほうからお願いいたします。

半沢委員 いま御説明いただいた中で、賃金改定状況調査結果の別表4①、② Bランクの鉄鋼業ではなく、製造業を採用させていただきましたので。

小幡部会長 賃金改定状況調査結果の別表4①、②のBランクの製造業の賃金上昇率ということですね。ありがとうございました。
続きまして、現時点で具体的な金額などについて変更はありますでしょうか。

各委員 (変更ある旨の発言なし)

小幡部会長 現時点では特によろしいでしょうか。
そうしますと、今の段階で、労働者側、使用者側から御提示いただきました具体的な金額には隔たりがありますので、ここで専門部会を休会としたいと思います。休会中は、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せや公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間で専門部会の再開に向けた打合せを行います。
よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

小幡部会長 それでは休会とします。

～ 休会 ～

賃金室長 控室は、公益委員が8階労働基準部長室、労働者側委員が8階の認定室、使用者側委員は8階の賃金相談室です。

(それぞれの控室に移動して打合せ後、専門部会会場に再入場)

～ 再開 ～

小幡部会長 それでは専門部会を再開します。労働者側、使用者側、それぞれから提示額、その根拠について主張を伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

小幡部会長 それでは最初に労働者側からお聞きします。打合せ後の具体的な金額などについて、御説明をお願いします。

池田委員 金額の提示なんですけれども、まずは歩み寄りという観点を含めてですけれども。我々、申し上げたとおりですね、対地賃973円に鉄鋼業の優位性という部分を考えたときに、1.1倍と申し上げましたけれども、その部分で考えますと、1,070円になるんですけれども。

それプラス、地賃の部分で、直近で首相が変わりまして、所信表明演説の中で、2020年代で1,500円を目指すという政府の公式もありまして。そういう流れでいうとやはり1,500円ということを考えていけば、70円以上というところを目標にせざるを得ないというところがございますので。そういう部分でいいますと、正確には78円というふうなことを思っておりますけれども、開きもあるということと歩み寄りという観点で70円の引上げということで提示させていただきたいと思います。

以上です。

小幡部会長 次に使用者側からお聞きします。打合せ後の具体的な金額などについて、説明をお願いします。

半沢委員 使用者委員として、まず金額から申し上げます。金額はプラス32円。従いまして引き上げ後1,035円を提示させていただきた

いと思っております。

こちらにつきましては、労働者委員の皆様からもお話ありました組合員と非組合員との間の処遇の是正、これをもって均衡にするというところを踏まえまして、具体的な根拠としましては、日本労働組合総連合会で集計をされました2024 春季生活闘争集計結果の「賃上げ分」が明確に分かるうちの中小組合の加重平均。これはプラス3.16% ということでございましたので、これを用いて、プラス32円というふうに提示をさせていただきたいと思っております。

小幡部会長 ただいま双方からお聞きしました。労働者側の引上げ額70円、使用者側は32円ということでございます。

今の段階で、労働者側、使用者側からそれぞれ御提示いただきました具体的な金額にはまだ隔たりがございますので、ここで再度、専門部会を休会としたいと思います。休会中は、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せや公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間で専門部会の再開に向けた打合せを行います。

よろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

小幡部会長 それでは休会とします。

～ 休 会 ～

(それぞれの控室に移動して打合せ後、専門部会会場に再入場)

～ 再 開 ～

小幡部会長 それでは再開させていただきます。検討いただいて変更点などはございますでしょうか。

各 委 員 (変更ある旨の発言なし)

小幡部会長 ないということでよろしいでしょうか。それでは続行したいと思います。うんですけれども、労使それぞれのお立場はあるかと思いますが、特定最低賃金は関係労使のイニシアチブによって

設定されるべきものとされております。この理念を最大限尊重いただきますとともに労使それぞれ本日の審議経過を踏まえつつ、再度御検討いただきまして次回の審議に臨んでいただきますようお願いいたします。次回の審議では結論を得られるように、さらに検討を尽くしたいと考えております。

それでは議題（２）その他について、事務局から何か連絡事項はありますか。

賃金室長 事務局としましては、前回御説明したように、第3回 10月15日（火）14時からの開催を予定しております。

小幡部会長 ただいま事務局から説明のありましたとおり、次回、第3回専門部会を10月15日（火）14時から、この会議室で開催いたします。

以上で、本日の審議を終了します。

閉 会